

落とし物や忘れ物を拾った場合

施設以外（路上等）で拾った場合には、拾得の日から1週間以内に最寄りの警察署や交番・駐在所に届けてください。また、駅や店舗等の施設内で拾った場合は、拾った時から24時間以内に施設へ届け出てください。不明な点があれば、電話にてお問い合わせください。

※ 期間内に届出をしなかった場合は、落とし主が判明したときのお礼をもらえる権利や、落とし主が判明しなかったときの落とし物を取得できる権利が無くなります。

落とし物は、警察署において**公告後3か月以内**に落とし主が判明しないときは、拾得者が所有権を取得することとなりますので、届出先の警察署の会計課に、身分証明書と拾得物件預り書を持って、引取期間（2か月間・拾得物件預り書に記載してあります。）内の受付時間内に物件をお受け取りください。

なお、**拾得者の物件引取期間内にお引き取りがないと、愛媛県が所有権を取得し、拾得者が物件を引き取るができなくなります**ので注意してください。

電話でのお問い合わせの際に 音声ガイダンスに繋がった場合

案内に沿って数字を選択し、担当者とお話ください。

- ① お問い合わせの概要…【**2**（落とし物の問い合わせ）】を選択する。
- ② お問い合わせの内容…【**2**（その他の問い合わせ）】を選択する。
- ③ 担当者とお話ください。

※ 17:00~17:15の間は繋がりにくい場合があります。ご了承ください。

【受付時間】

愛媛県の休日（土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日をいう。）を除く**平日の午前8時30分から午後5時15分までの間**

【愛媛県内の警察署一覧】